

双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年6月24日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町告示第30号

双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付要綱（令和4年双葉町要綱第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「又は特定復興再生拠点区域」を削り、同号を同条第2号とする。

第3条第1項中「補助対象機器は、」を「この要綱において補助の対象となる機器は、」に改め、同条第2項中「する。」を「し、補助対象機器ごとに1回まで申請ができるものとする。」に改める。

第5条を次のように改める。

（補助対象住宅）

第5条 補助金の交付は、次に掲げる要件のいずれかを満たす住宅に対して交付するものとする。

- （1） 補助対象設備が設置されている、町内の自らが居住するための新築住宅又は建売住宅を購入し、補助申請者による建物登記（権利部甲区受付年月日）が申請する年度の前年度の1月1日から申請する年度の2月末までに完了した住宅
- （2） 町内の自らが居住するための既設住宅に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が申請する年度の前年度

の1月1日から申請する年度の2月末までに完了した住宅
第7条から第15条までを次のように改める。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第7条 規則第4号第1項の申請及び規則第13号第1項の実績報告は、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、交付決定予定日の日が属する年度の3月20日までに、次の各号に掲げる書類を添えて町内に提出しなければならない。ただし、太陽光発電システムについては電力業者との電力需給開始日を期日とする。

- (1) 補助対象機器を設置した住宅の位置図
- (2) 補助対象機器の設置箇所の施工前後の現場写真
- (3) 補助対象機器の設置費が確認できる書類の写し(領収書又は契約書等)
- (4) 電力受給契約確認書の写し
- (5) 補助対象機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (6) 町税等の未納がないことを証する書類
- (7) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 受け付けた申請及び実績報告に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

(補助金の交付決定及び交付額確定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、規則第5条の規定により交付を決定し、補助金の額を確定したときは、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付(不交付)決定・補助金確定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し及び返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助金の交付決定を受けた者に対して、双葉町住宅用太陽光発電設備等支援補助金

交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 3 町長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を全部又は一部取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 町長は、第8条の規定による補助金の交付額の確定後、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付請求書（様式第4号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（確認）

第11条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めるときは、補助対象機器の設置状況について、設置場所における現地確認を行うことができる。

（財産の処分の申請）

第12条 補助対象者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入補助金処分承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（1） 太陽光発電システム 設置の日から5年以内の処分

（2） 蓄電池 設置の日から5年以内の処分

（3） V2Hシステム 設置の日から5年以内の処分

（財産の処分の確定通知）

第13条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認（不承認）を決定したときは、当該申請をした者に対して、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金処分承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（データ等の提供要請）

第14条 町長は、補助金対象者に対し、補助対象機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

第16条から第21条まで削る。

様式第5号中「11」を「12」に改める。

様式第7号から様式第10号までを削る。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、令和8年4月1日より適用する。